

■第331回食品安全委員会

日時：平成22年5月13日（木）14：00～15：25

傍聴者：15名

議事概要：

- (1) 米国産牛肉（ひき肉）の混載事例に関する米国農務省の調査報告書の提出について
・厚生労働省及び農林水産省から報告。
- (2) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況に係るリスク管理機関からの報告について
・厚生労働省及び消費者庁から報告。
- (3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○添加物及び農薬1品目

1) ピリメタニル

- ・厚生労働省から説明。
 - ・今後、委員会において付議すべき専門調査会について早急に検討することとなった。
- *防ばい剤で、日本国内での農薬登録はありません。高麗人参へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。併せて、防かび目的で収穫後の農作物への使用も見込まれることから、添加物としての指定要請がされています。

○農薬3品目

1) ャーBHC（リンデン）

2) クロルデン

3) ヘプタクロル

- ・厚生労働省から説明。
 - ・農薬専門調査会において審議することとなった。
- *3品目とも、殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

○動物用医薬品1品目

1) マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症・マイコプラズマ・シノビエ感染症混合生ワクチン（ノビルスMGMS）

- ・農林水産省から説明。
 - ・動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。
- *鶏のマイコプラズマ・ガリセプチカム及びマイコプラズマ・シノビエ感染に伴う呼吸器疾病（気嚢炎）及び産卵率低下の低減を目的とする鶏用の生ワクチンです。

(4) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

- 1) 「セファレキシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
・担当委員の見上委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
*抗菌剤で、牛の乳房炎の治療等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

2) 「クラブラン酸」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の見上委員及び事務局から説明。
・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
*β-ラクタマーゼ阻害薬で、アモキシシリンとの配合剤として、細菌感染症の治療等に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(5) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 動物用医薬品「鶏伝染性ファブリキウス嚢病（抗血清加）生ワクチン（バーサ・BDA）の再審査」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。
*鶏伝染性ファブリキウス嚢病の予防を目的とする鶏用の生ワクチンです。

2) 動物用医薬品「豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（1・2・5型）感染症・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン（“京都微研”ピッグウィーン-EA）の再審査」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。
*豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ血清型1，2，5型菌感染症及び豚丹毒の予防を目的とする豚用の不活化ワクチンです。

3) 動物用医薬品「マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症（カルボキシビニルポリマーアジュバント加）不活化ワクチン（レスピフェンドMH）の再審査」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省及び農林水産省）へ通知することとなった。
*豚マイコプラズマ性肺炎による肺病変形成及び増体重抑制の軽減を目的とする豚用の不活化ワクチンです。

(6) 食品安全委員会の4月の運営について

・事務局から報告。